

今回指定を取り消した粒子状物質減少装置の概要（DPF）

メーカー名	装置の名称及び型式等	方式	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先
株式会社 デプロ	DEPRO-ECS 4H-1	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カゴリー 2, 4	平成6年規制適合 特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製 4HF1(130PS・列型燃料噴射ポンプ仕様), 4HG1 三菱ふそうトラック・バス製 4D35, 4D33 型原動機搭載車 <条例平成 15、17 年規制対応>	株式会社 デプロ 〒136-0082 東京都江東区新木場1-11-3 03-3522-7020
	DEPRO-ECS JO-1	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カゴリー 2	日野自動車製の平成6年規制適合のJ08C型(200PS)原動機を搭載した車両 <条例平成 15 年規制対応>	
	DEPRO-ECS JO-1	酸化触媒による酸化作用及び排気ガスの熱によりフィルターに捕集したPMを燃焼する方式	カゴリー 4	平成6年規制適合 特定の原動機を搭載した車両 日野自動車製 J08C(200PS, 215PS) いすゞ自動車製 6HH1(210PS)型原動機搭載車 販売状況及び使用状況等について、その内容を3ヶ月ごとに報告すること。 <条例平成 15、17 年規制対応>	

平成21年11月30日までに装着された装置については、取消しの効力は及ばないものとする。